

福島市縄文文様デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮畑遺跡と和台遺跡という、2つの縄文時代の遺跡が存在する本市を全国へPRするため作成した「縄文文様デザイン」(以下「デザイン」という。)の使用取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザインに関する権利)

第2条 デザインに関する使用許可の権利は、福島市に属する。

(使用申請)

第3条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ福島市縄文文様デザイン使用許可申請書(様式第1号)を福島市長(以下「市長」という。)あて提出し、許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 福島市及び福島市教育委員会が使用する場合。
- (2) 市内の学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合。
- (3) 報道機関が報道及び、広報の目的で使用する場合。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用許可に際し、条件を付すものとする。

(使用の範囲)

第4条 市長は前条の規定により申請書の提出があった場合は、審査の上内容が適正と判断される場合は、福島市縄文文様デザイン使用許可書(様式第2号)によりデザインの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は許可しない。

- (1) 福島市の品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) デザインを定めた趣旨に沿わないおそれがあるとき。
- (3) 法令あるいは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 福島市が特定の個人、政党又は宗教を支援又は公認していると誤認されるおそれがあるとき。
- (5) その他、市長がデザインの使用が不相当と認めるとき。

(使用料)

第5条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用の遵守事項)

第6条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、デザインを使用するにあたり、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的及び用途のみに使用すること。
- (2) デザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 市が定めた縦横比、形等を正しく使用すること。ただし、色・大きさの改変、上下・左右の向き変更、デザインの連続使用は認めるものとする。
- (4) 商標権、意匠権等の知的財産を取得しないこと。
- (5) デザインのイメージを損なう使用をしないこと。

(使用状況等の確認)

第7条 市長は、必要に応じ、デザインの使用状況及び使用実績の確認調査を実施することができる。

第8条 使用者は、前条に規定する調査の際、資料の提供等、誠実に応じなければならない。

(使用許可期間)

第9条 使用許可期間は、許可した日の属する年度内を期限とする。

(使用申請内容の変更)

第10条 使用者が申請の内容を変更しようとするときは、再度、福島市縄文文様デザイン使用許可申請書を市長へ提出し、許可を受けなければならない。

(使用許可の取消)

第11条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用許可を取り消すものとする。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 第3条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) その他、市長が特に必要と認めたとき。

第12条 許可を取り消された者は、許可取消の連絡があった日以降、当該申請に係る物件の使用、配布及び掲示をしてはならない。

附 則

この要領は、平成29年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月19日から施行する。

別図（第1条関係）



福島市縄文文様デザイン

備考

この図形は、次のとおり商標登録を受けている。

- (1) 商標権者 福島市
- (2) 登録番号 第6013284号
- (3) 登録年月日 平成30年1月19日